

公立大学法人東北公益文科大学役員報酬等規程

令和8年4月1日規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人東北公益文科大学役員規程（令和8年規程第1号）第4条の規定に基づき、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定める。

(役員の報酬)

第2条 理事長の報酬は、給料とする。

2 常勤の理事の報酬は、給料、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員報酬とする。

4 職員を兼務する理事（以下「職員兼務理事」という。）に対しては、役員の報酬は支給しない。

(給料)

第3条 給料の額は、次のとおりとする。

理事長 月額 510,000 円

常勤理事 月額 379,300 円

(通勤手当等)

第4条 常勤の理事に対する通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の額は、公立大学法人東北公益文科大学職員給与規程（令和8年規程第32号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員報酬)

第5条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

理事 日額 10,100 円

監事 日額 10,100 円

(報酬の支給日)

第6条 理事長及び常勤の理事の報酬の支給日は、職員給与規程第15条の規定の例による。

2 非常勤役員報酬、理事長及び非常勤役員の通勤に要する費用の支給日は、当該役員が執務を行った日の属する月の翌月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この項において「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(退職手当)

第7条 役員に対する退職手当は、支給しない。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法については、職員給与規程の

適用を受ける職員の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。